

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第38号

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p><u>（平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員）</u></p> <p><u>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>（1）切替日以降に初任給基準異動をした職員</u></p> <p><u>（2）切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員</u></p> <p><u>（3）育児短時間勤務等をしていた職員</u></p> <p><u>（4）切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの</u></p> <p><u>（5）切替日以降に再任用職員異動をした職員</u></p> <p><u>（6）主任等切替を受けた職員</u></p> <p><u>（7）切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員</u></p>
<p><u>（平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給等）</u></p> <p><u>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給は、職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）第15条第2項の規定により、行政職給料表による3級から9級までの職務の級及び号給とみなして同条第1項の規定の適用を受ける職員の職務の級及び号給とする。</u></p> <p><u>2 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会</u></p>	

規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 育児短時間勤務等をしていた職員
- (4) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (5) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (6) 主任等切替を受けた職員
- (7) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が前条第1項に規定する職務の級及び号給であるもの(以下「行政職3級以上相当職員」という。))にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)~(9) 略

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額(行政職3級以上相当職員にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)~(9) 略

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

<p>(平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給)</p> <p>第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(行政職3級以上相当職員にあつては当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とし、人事委員会の定める職員にあつては人事委員会の定める額とする。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給)</p> <p>第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。